

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 5 月 7 日（水）第614号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告

示

- 保安林の指定予定の通知（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 2

公

告

- 令和 7 年度毒物劇物取扱者試験公告（薬務課取扱い） 3

告

示

鹿児島県告示第371号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

曾於市大隅町中之内字川頭3232番4，3234番（次の図に示す部分に限る。），3235番，字棕段3530番5，3541番1，3541番3，3541番5，3541番8，3541番12

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第372号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

志布志市有明町伊崎田字三方境3969番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により曾於市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 大隅都市計画道路

- (2) 名称 3・5・5号中園線
 3・4・6号本通線
 3・5・8号公園通線
 3・5・9号あけぼの線
 3・5・10号桜ヶ丘線
 3・5・11号竹山線
 3・5・12号旭ヶ丘線
 3・5・14号日之出線

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

始良・伊佐地域振興局告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 5 月 7 日

始良・伊佐地域振興局長 大西千代子

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ソーシャルインクルーホーム霧島国分重久	霧島市国分重久686-1	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	松下 展千	令和 7 年 3 月 1 日	共同生活援助
月のひかり	始良郡湧水町中津川819-3	合同会社Live Natural	始良郡湧水町川西956番地1公営御手洗団地C棟102号	上野 哲裕	令和 7 年 4 月 1 日	就労継続支援B型

大隅地域振興局告示第16号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定

障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 5 月 7 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等デイサ ービスみんなの お家空♡海	鹿屋市王子町 4146番地 1	労働者協同組合 かごしま	鹿屋市王子町 4146番地 1	米永 淳子	令和 7 年 4 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

公 告

令和 7 年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定により、令和 7 年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 5 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の日時

(1) 試験の期日

令和 7 年 8 月 5 日（火）

(2) 試験の時間

午前10時から正午まで

2 試験の場所

ホテル自治会館（鹿児島市鴨池新町 7 番 4 号）

3 試験の区分等

試 験 の 区 分	試 験 の 種 類	試 験 を 行 う 事 項
一般毒物劇物取扱者 試験	筆記試験	1 毒物及び劇物に関する法規
農業用品目毒物劇物 取扱者試験		2 基礎化学
特定品目毒物劇物取 扱者試験		3 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。）別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
	実地試験（試験では 実物は使用しない。）	毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第 2 に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験資格

制限はない。

5 試験手数料

10,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 個人番号を記載していない住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。）

ウ 履歴書（学歴、職歴等を記入したもの）

エ 写真（出願前 6 月以内に撮影した縦 5.5 センチメートル、横 4.5 センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

オ 試験手数料（10,700 円分の鹿児島県収入証紙を受験願書に貼って提出すること。ただし、送付の方法により受験願書を提出する者で、鹿児島県収入証紙を入手しにくいものにあつては、鹿児島県収入証紙に代えて 10,700 円分の普通為替証書を同封することができる。なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。）

(2) 提出書類等の提出先

区 分	提 出 先
鹿児島市又は県外に居住する者	鹿児島県保健福祉部薬務課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）
上記以外の者	その者の住所地を所轄する保健所

7 提出書類等の受付期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から同月 13 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和 7 年 6 月 13 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書の用紙の交付

受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部薬務課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、令和 7 年 9 月 5 日（金）午前 10 時から午後 5 時 15 分までの間、鹿児島県保健福祉部薬務課前の廊下及び県の各保健所に掲示して行う。

(2) 合格者には合格証を交付する。

10 その他

(1) 試験についての照会は、鹿児島県保健福祉部薬務課（電話 099-286-2111 内線 2807）又は県の各保健所に対して行うこと。

(2) 受験願書の本籍（都道府県名のみ）、氏名及び生年月日の欄は、戸籍記載のとおり記入すること。

(3) 提出書類等を送付の方法により提出する場合は、必ず書留郵便によるものとし、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

(4) 受験票は、受験願書を受理した後、受験願書を提出した者に対して郵送により交付する。